

昭和四十二年政令第二百九十二号

住民基本台帳法施行令
内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 住民基本台帳（第一条—第十七条の二）

第三章 戸籍の附票（第十八条—第二十一条）

第四章 届出（第二十二条—第三十条）

第五章 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二—第三十条の二二）

第六章 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十三条の十二—第三十三条の十）

第七章 戸籍の附票（第十八条—第二十一条）

第八章 外国人住民に関する特例（第三十条の十五—第三十条の二十一）

第九章 雜則（第三十一条—第三十五条）

第十章 総則（定義）
附則

第一条 この政令において、「個人番号」、「国民健康保険の被保険者」「後期高齢者医療の被保険者」「介護保険の被保険者」「国民年金の被保険者」「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「除票」、「転入」、「転居」又は「外国人住民」とは、それぞれ住民基本台帳法（以下「法」という。）第七条第八号の二、第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条规定する個人番号、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、除票、転出、戸籍の附票の除票、転入、転居又は外国人住民をいう。

第二章 住民基本台帳（住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準）

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、法第六条第三項の規定により住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定

の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）

（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第三条 法第七条第十号に規定する国民健康保険の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、その資格を取得し、又は喪失した年月日とする。

（後期高齢者医療の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第三条の二 法第七条第十号の二に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、その資格を取得し、又は喪失した年月日とする。

（介護保険の被保険者の範囲に関する法令の規定）

第三条の三 法第七条第十号の三に規定する介護保険の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなった年月日とする。

（国民年金の被保険者の範囲に関する法令の規定）

第四条 法第七条第十一号に規定する政令で定める法令の規定は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一条）附則第五条の規定とする。

（国民年金の被保険者の資格に関する住民票の記載事項）

第五条 法第七条第十一号に規定する国民年金の被保険者の資格に関する事項で政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 国民年金の被保険者となり、又は国民年金の被保険者でなくなつた年月日

二 国民年金の被保険者の種別（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は前条に規定する法令の規定による国民年金の被保険者のいずれであるかの区別をい

う。以下同じ。）及びその変更があつた年月

三 基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

（児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する住民票の記載事項）

第六条 法第七条第十一号の二に規定する児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項で政令で定めるものは、児童手当の支給が始まり、又は終わつた年月とする。

（法第七条第十四号の政令で定める事項）

第六条の二 法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認めるものとする。

（住民票の記載）

第七条 市町村長は、新たに市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

（住民票の記載）

第七条 市町村長は、新たに市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

（住民票の記載の修正）

第七条 市町村長は、住民票に記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更があつたときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

（転居又は世帯変更による住民票の記載及び消滅）

第七条 市町村長は、転居をし、又はその市町村の区域内においてその属する世帯を変更した者がある場合において、前条の規定によるほか必要があるときは、その者の住民票を作成し、又はその属することとなつた世帯の住民票にその者に関する記載（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をしなければならない。

（住民票の消除）

第七条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他の者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。

（届出に基づく住民票の記載等）

第七条 各号に掲げる事項を記載した住民票（次項において「日本人住民としての住民票」とい

う。）を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の法第三十条の四十五の規定により記載をするものとされる事項を記載した住民票（次項において「外国人住民としての住民票」という。）（その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されない場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

（市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者が日本の国籍を有する場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の消除をしなければならない。

（市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者が日本国籍の取得をしたときは、その者の法第四章の四から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」とい

う。）を行わなければならない。

（職権による住民票の記載等）

第十二条 市町村長は、法第四章又は第四章の四の規定による届出に基づき住民票の記載等をす

べき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該住民票の記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をするべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）、第二十四条の二第一項第三号及び第二項第三号において「番号利用法」という。第七条第一項又は第二項の規定による個人番号の指定をしたとき。

三 法第十条の規定による通知を受けたとき。

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときは、除く）。その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

五 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は第五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他の介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなった事実を確認したとき。

六 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をするべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたときは、当該住民票の記載等をしなければならない。

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）、第二十四条の二第一項第三号及び第二項第三号において「番号利用法」という。第七条第一項又は第二項の規定による届出を受理したとき（同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときは、除く。）その他の介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなった事実を確認したとき。

三 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は第五条第四項の規定による届出を受理したとき（同条第十五項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他の介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなった事実を確認したとき。

四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は第五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他の国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなった事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に関する事実を確認したとき。

五 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定による認定をしたとき、又

は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決

ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決

ハ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第二項の規定による異議の申出についての決定又は同法第二十五条の規定による訴訟の確定判決

ハ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する審査請求についての裁決又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民年金法第一百一条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ヘ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

チ 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は第五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他の介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなった事実を確認したとき。

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百二十八条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

ホ 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は第五条第四項の規定による届出を受理したとき（同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他の介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなった事実を確認したとき。

ト 介護保険法第八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決

等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

（住民票の消除に関する手続）

第十三条 市町村長は、住民票を消除したときは、その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の二第一項に規定する転出届（以下「転出届」という。）に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出届の予定年月日）をその消除した住民票に記載（法第十五条の二第一項の規定により磁気ディスクをもつて調製する消除した住民票にあつては、記録）次項及び第十七条第一号において同じ。）をしなければならない。

六 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除した住民票に転出をした旨の記載をするとともに、前項の規定により当該消除した住民票に記載をした転出先の住所が当該通知に係る住民票に記載をされた住所と異なるときは、当該転出先の住所を訂正しなければならない。

七 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

八 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

九 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十一 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十二 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十三 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十四 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十五 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十六 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十七 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十八 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

十九 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

二十 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、住民票を改製したときは、その移記を省略することができます。

（住民票の写しを交付する場合の記載）

第十五条 市町村長は、法第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十二条の三第一項若しくは第十二条の四までにおいて同じ。）を交付する場合には、当該住民票の写し（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下第五条の四までにおいて同じ。）を交付する場合には、当該住民票の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。

（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務）

第一弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法務弁護士共同法人を含む。）にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人及び弁護士・外国法務弁護士共同法人については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の六第一項各号（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する代理業務を除く。）

第二司法書士（司法書士法人を含む。）にあつては、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七条）第三条第一項第三号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）

第三土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務

四 税理士（税理士法人を含む。）にあつては、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号に規定する不服申立て及び第八号に規定する代理業務

五 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一

第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号
事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)又は旧氏及び名並びに	事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)又は旧氏及び名並びに	事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)又は旧氏及び名並びに	事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)又は旧氏及び名並びに	事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)又は旧氏及び名並びに	事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)又は旧氏及び名並びに	事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)又は旧氏及び名並びに
第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項
でまほらか	第三号	第三号	第三号	第三号	第三号	第三号
第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八章 外国人住民に関する特例 (外国人住民に係る住民票の記載事項の特例) 第三十条の十五 外国人住民に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。	第三項
一 次条第一項に規定する通称	二 第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項	三 第三十条の十六 外国人住民は、住民票に通称(氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のため住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)の記載を求めるうとするときは、その者が記録されるる住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下この条及び同項において「住所地市町村長」という。)に、通称として記載を求める呼称その他の総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証	一 次条第一項に規定する通称	二 第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項	三 第三十条の十六 外国人住民は、住民票に通称(氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のため住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)の記載を求めるうとするときは、その者が記録されるる住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下この条及び同項において「住所地市町村長」という。)に、通称として記載を求める呼称その他の総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証	一 次条第一項に規定する通称

のために住民票に記載がされることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載をすることが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載をしなければならない。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

一 外国人住民が当該外国人住民の通称が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき

該通称

4 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5 住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称を住民票に記載をしておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないとその他の通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

6 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

7 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合には、次の表の上欄に掲げる規定中適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

号	法第十二条の第三項第三号	法第三十条の規定により読み替えて適用される法第十二条の四第一項	法第三十条の六第一項	法第三十条の六第一項	事項	氏名
第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号	氏名	事項(同号に掲げる事項については、通称を除く。)	事項(同号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号において同じ。)、法第七条第二号、第三号に掲げる事項及び通称、同条第二号から第四号まで	事項(第三十条の十六に掲げる事項及び通称をいう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ。)、法第七条第二号、第三号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号	事項(第三十条の二十一の規定に適用されるより読み替えられて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定により読み替えられて適用され第三十条の五の規定に適用される句とする。)、(第三十条の二十一の規定に適用されるより読み替えられて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定により読み替えられて適用され第三十条の五の規定に適用される句とする。)	第三十条の二十一の規定に適用されるより読み替えられて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定により読み替えられて適用され第三十条の五の規定に適用される句とする。
第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号	氏名	氏名又は通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。)	氏名又は通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十六第一項に規定す	氏名又は通称(第三十条の二十一の規定に適用されるより読み替えられて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定により読み替えられて適用され第三十条の五の規定に適用される句とする。)	氏名又は通称(第三十条の二十一の規定に適用されるより読み替えられて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定により読み替えられて適用され第三十条の五の規定に適用される句とする。)	氏名又は通称(第三十条の二十一の規定に適用されるより読み替えられて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定により読み替えられて適用され第三十条の五の規定に適用される句とする。)

る。について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

の三 第十九条	項の二 第二十七条	項の四 第五一条	第一項 第十四条	第二項 第十五条	第一項 第十二条	第三项 第十三条	第四项 第十五条	第五项 第十二条	第六项 第十二条	第七项 第十二条	第八项 第十二条
市町村長	市町村名 びその旨及	市町村長 市町村の 市町村が	市町村長 村の市町 えれる市町	市町村長 台帳を備 える市町	市町村長 住民基本 本	市町村長 市町村の 市町村長	市町村長 委員会を いう	市町村長 交付地市 町村長又 は住所地	市町村長 交付地市 町村長又 は住所地	市町村長 受けた市 市町村長 に對し	市町村長 村の市町 えれる市町
区長	合区名 名及び区名又は総 その旨並びに		区の区長 が		住民基本台帳を作成 した区長	市長及び区長 した区長	住民基本台帳を作成 した区長	む 選 委 管 理 委 員 會 を 含 む お い て 同 じ 。	委員会をいい、区の 選 委 管 理 委 員 會 を 含 む お い て 同 じ 。	受けた市町村長（指 定都市にあつては、 交付地市町村長（指 定都市にあつては、 市長。以下この項に おいて同じ。）又は 住所地市町村長（指 定都市にあつては、 市長。以下この項に おいて同じ。）	市町村長（指定都 市にあつては、 市町村長（指定都 市にあつては、 市町村長（指定都 市にあつては、 市長。以下この項に おいて同じ。）

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十三条の二、第十四条、第十六条第一項、第十八条から第二十条の二まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十一条の四、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第三項、第三十条の十七第二項、第三十条の十八、第三十条の十九並びに第三十四条第一項並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。

指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(法を適用しない者)	第三十三条の 第二号		第三十条の 第一号	市町村名 (特別区は、あつては、次 号において同じ。)	長の市町村 長
	第三十三条の 第一項	及び 市町 村名	号に おいて 同じ。)	市名及び区名 (総合区名を含む。次 号において同じ。)	の市町村長(指定 都市にあつては、 当該住民基本台帳 を作成した区長)
に	市名及び区名並び		並びに		

第三十三条 法第三十九条に規定する政令で定める者は、戸籍法の適用を受けない者とする。
(法を適用しない者)

市町村長は、法第三十条の四十一第一項の規定により通知した附票本人確認情報を、総務省令で定めるところにより磁気ディスクに記録し、これを次の各号に掲げる附票本人確認情報の区分に応じ、当該附票本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする。

一 戸籍の附票の記載又は記載の修正を行つたことにより通知した附票本人確認情報 当該附票本人確認情報に係る者に係る新たな附票

本人確認情報の通知をした日から起算して百五十年を経過する日
二 戸籍の附票の消除を行つたことにより通知した附票本人確認情報
当該附票本人確認情報の通知の日から起算して百五十年を経過する日
他の書類は、その受理された日から一年間保存するものとする。
(総務省令への委任)
第三十五条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。
附 則 **抄**
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。
(住民登録法施行令の廃止)
第二条 住民登録法施行令(昭和二十七年政令第百二十三号)は、廃止する。
附 則 **(昭和四四年三月二七日政令第三五号)**
この政令は、昭和四四年四月一日から施行する。
附 則 **(昭和四四年五月一六日政令第一一八号)抄**
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。
附 則 **(昭和四六年九月四日政令第二八一号)抄**
(施行期日)
1 この政令は、昭和四十七年一月一日から施行する。
附 則 **(昭和五三年七月五日政令第二八二号)抄**
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 **(昭和五六年一二月二一日政令第三四四号)抄**
(施行期日)
1 この政令は、食糧管理法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第八十一号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十七年一月十五日)から施行する。
附 則 **(昭和五八年一二月一〇日政令第**

第二百二十三号は、廃止する。

附 則（昭和四四年三月二七日政令第三五号）

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日政令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

附 則（昭和四六年九月四日政令第二八一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年九月七日政令第二六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年一二月一三日政令第三一〇号）抄

（施行期日）

この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十六号）の施行の日（昭和六十一年六月一日）から施行する。

附 則（昭和六一年三月二八日政令第五三号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和六十一年四月一日から

項に規定する在留資格、同条第三項に規定する在留期間及びその満了の日並びに外国人登録法（昭和二十七年法律第二百一十五号）第四条第一項第一号に規定する登録番号」と、入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の番号」とあるのは、「外国人登録法第四条第一項第一号に規定する登録番号」とする。

（仮住民票の消除）

第四条 市町村長は、改正法附則第三条第一項の政令で定める日（以下「基準日」という。）後附則第一条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、その仮住民票を消除しなければならない。（仮住民票の記載の修正）

第五条 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、仮住民票に記載されている事項に変更があったときは、その仮住民票の記載の修正をしなければならない。（仮住民票の記載事項に係る調査）

第六条 市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは、仮住民票に記載される事項について調査をすることができる。

2 前項の場合においては、新法第三十四条第三項及び第四項の規定を準用する。（仮住民票に記載されている事項の安全確保）

第七条 市町村長は、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及び損の防止その他仮住民票に記載されている事項の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。（改正法附則第九条の政令で定める日）

第七条の二 改正法附則第九条の政令で定める日は、平成二十五年七月七日とする。（外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例に関する経過措置）

第八条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録

証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百一十五号）に規定する外国人登録証明書をいう。）は、在留カードとみなして、新令第三十条の三十一の規定を適用する。（外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置）

（外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置）

第九条 市町村長は、改正法附則第九条の政令で定める日の翌日（以下「適用日」という。）に、現に住民基本台帳に記録されている外国人住民（新法第三十三条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）であつて適用日前に新法第二十四条の規定による届出（以下この条において「転出届」という。）をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者以外の者に係る住民票に新法第三十三条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条において「住民票コード」という。）のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二三年九月三〇日政令第三〇八号）抄

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二四年一月二〇日政令第四号）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三一日政令第一一三号）抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年一月一五日政令第四号）

第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。（経過措置）

第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年一月三〇日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二七日政令第九七号）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年八月二八日政令第三〇一号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月二七日政令第九七号）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月二七日政令第九七号）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（指定都市の特例）

第十一條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第七条まで及び第九条の規定の適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

附 則 （平成二三年三月三一日政令第九二号）抄

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年一月二〇日政令第四号）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三一日政令第一一三号）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年一月三〇日から施行する。

十条の二十四第六項の規定に基づき都道府県知事が地方公共団体情報システム機構に通知した

同条第一項から第四項までの規定による都道府県知事に対する通知に係る事項とみなす。

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項及び第三項において「指定都市」という。）に対する番号利用法整備法第十七条第二項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

附 則 （平成二七年三月三一日政令第九二号）抄

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年一月二〇日政令第四号）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三一日政令第一一三号）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年一月三〇日から施行する。

利用法整備法」という。) 第十七条第二項及び第十八条第四項に係る部分に限る。) 番号利用法の施行の日(平成二十七年十月五日) 第二条第一項中住民基本台帳法施行令第三十条の八の次に、条を加える改正規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(番号利用法整備法第二十二条第一項に係る部分に限る。) 及び附則第十二条の規定(番号利用法整備法第二十二条第二項及び第四項から第六項までに係る部分に限る。) 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

(住民基本台帳カードに関する経過措置)

第二条 番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における住民基本台帳カード(この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「第三号旧住民基本台帳法」という。)第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。次項及び附則第九条において同じ。)に係る第一条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令(以下この項において「旧住民基本台帳法施行令」という。)第三十条の二十及び第三十条の二十一第二項の規定の適用については、旧住民基本台帳法施行令第三十条の二十中「次に掲げる」とあるのは、「次に掲げる場合又は住民基本台帳カードの交付を受けている者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第二項において「番号利用法」という。)第十七条第一項の規定により番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(次条第二項において「個人番号カード」という。)の交付を受けた」と、同項第二号中「又は前項各号」とあるのは、「前項各号」と、「該当する」とあるのは「該当する場合又は番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受けた」と、同項第二号とあるのは「前項第二号」とする。

住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた第三号旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失うまでの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(附則第九条において「個人

第二条 番号利用法整備法第二十条第一項の

(住民票二重の提出は開する経過措置)
第三条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規
定の施行の日(以下二つをともてて「第二号規

「報」とあるのは「機構保存本人確認情報」とする。

第 4 页 共 3 页

の機構保存本人確認情報」とする。

第 4 页 共 3 页

の「機械供用料」の「研試情報」と並んで、当分の間、第四号新住民基本台帳法別表第四の二欄に掲げられた「丁付長」の他の「丁付」の執行

• 10 •

二十条第一項の規定によりなお從前の例による

3 施行日から第一号施行日の前日までの間に住

言情書」とする。

第 4 页 共 3 页

第五条 番号利用法整備法第二十条第三項の規定

• 10 •

			について、番号利用法整備法第二十二条第一項の規定は同欄に掲げられていた国の機関又は法人で施行日以後に名称を変更したものから第四号新住民基本台帳法第三十条の九に規定する求めがあった場合について、それぞれ準用する。 (特別区の特例) 第十一条 番号利用法整備法第十七条第二項、第十八条第四項、第二十条第四項及び第六項から第八項まで、第二十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第三十二条第五項の規定の適用については、特別区は市と、特別区の区長は市長とみなす。
		附 則 (平成二十七年一月二六日政令第三十九号) 抄	(施行期日) 第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。 (経過措置の原則) 第二条 行政手続その他行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政手続その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
	附 則 (平成二七年一一月一四日政令第四号) 抄	(施行期日) 第一条 この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。	
	附 則 (平成三〇年三月一六日政令第四九号) 抄	(施行期日) 第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。	

2	附 則 (平成二七年一一月一四日政令第四号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する前項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。
	附 則 (令和元年六月一一日政令第二五号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年六月一一日政令第二六号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年六月一一日政令第二七号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

2	附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年六月一一日政令第二六号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年六月一一日政令第二七号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

2	附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年六月一一日政令第二六号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年六月一一日政令第二七号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
	附 則 (令和元年二月一三日政令第一八三号) 抄	1 (施行期日) 第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の下欄に掲げる字句とする。

項九第			項三第		
都道府県知事	市町村が備える	市町村長	市町村（特別区）	市町村（特別区）	市町村長
道府県知事	、当該区（総合区を含む。）の属する市の市長を経由して、都	区長が作成した	区長が作成した	区長（総合区長を含む。以下この項及び第九項において同じ。）。	区長（総合区長を含む。以下この項及び第九項において同じ。）。